

佐賀県人事委員会訓令第 1 号

事務局

佐賀県人事委員会事務局処務規程（昭和62年佐賀県人事委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

平成31年 3月29日

佐賀県人事委員会委員長 中野 哲太郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別表（第 3 条関係）</p> <p>1 ~ 30 略</p> <p>31 ~ 36 略</p> <p><u>37 副課長以下の職の職員に係る平成17年改正給与条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則(平成18年佐賀県人事委員会規則第 6 号)第 4 条第 1 項第 6 号及び第 5 条第 1 項の規定の適用に係る承認に関すること。</u></p> <p>38 ~ 46 略</p>	<p>別表（第 3 条関係）</p> <p>1 ~ 30 略</p> <p><u>31 労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第 3 項において準用する同法第19条第 2 項の規定による解雇の予告の除外事由についての認定に関すること(緊急を要する場合に限る。)</u></p> <p><u>32 ~ 37 略</u></p> <p>38 ~ 46 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。